

## 仮処分の再申立ての規律について —原子力発電所の運転差止仮処分を題材に—

佐藤 佳邦\*  
電力中央研究所 社会経済研究所

作成日 (2024年2月27日)

### 要約

各地の原子力発電所をめぐる、運転差止めを求める仮処分の申立てが増加している。通常の判決と異なり、仮処分の決定には既判力が生じないため、裁判所が却下した後も申立てが繰り返されている例があり、事業者の応訴負担が増大している。

そこで、「仮処分の再申立て」をめぐる既存の学説・議論を再整理したのち、原子力発電所の運転差止仮処分を念頭に検討を行った。主な成果は以下の通りである。

- 原子力発電所の運転差止仮処分は、プロセスのみが本案化し、終局的解決をはかるものとなっていない。そのため、同一発電所に対する申立てが繰り返され、債務者の応訴負担が無視できなくなっている。しかし仮処分の再申立てをめぐる既存の学術文献は、申立てが何度も繰り返されるような事態を想定していない。
- 仮処分の再申立ては、(1) 被保全権利・保全の必要性・疎明が前回と同一の場合や、(2) 疎明を更新・追加・補強する場合であっても当該疎明資料が前回の申立て時にも提出可能であったときなど、前申立ての経緯などを踏まえた上で、それ自体として却下すべき場合もある。究極的には、債権者側の手続的権利と、訴訟経済や蒸し返し禁止の観点からの債務者側の不利益を比較衡量した上で再申立ての可否が判断されるべきものである。
- 同一の原子力発電所に対して多数の債権者が個別に仮処分を申し立てられるため、債務者が応訴すべき相手が多数に上っている。訴訟経済的な観点から、なんらかの立法措置が検討されてしかるべきである。団体に差止請求権を付与する環境団体訴訟への移行などが考えられるが、その実現に向けたハードルも高い。

### 免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所その他の機関の見解を示すものではない。

\* (一財) 電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員。博士 (法学, 大阪大学)。

# 仮処分の再申立ての規律について

## －原子力発電所の運転差止仮処分を題材に－

佐藤 佳邦<sup>†</sup>

2024年2月27日

### 目次

1	はじめに：原子力発電所に対する差止仮処分の再申立て	2
1.1	原子力発電所に対する差止仮処分の現状と背景	2
1.2	本稿の目的と構成	5
2	「仮処分の再申立て」が問題となる背景と議論の再整理	5
2.1	「仮処分の再申立て」が問題となる背景	5
2.2	「仮処分の再申立て」をめぐる議論の再整理	7
2.2.1	(1) 前申立てと被保全権利・保全の必要性・疎明が同一の場合	7
2.2.2	(2) 再度の申立てが疎明の更新・補強・追加に基づく場合	7
2.2.3	(3) 新たな事実が生じた場合	9
3	原子力発電所の差止仮処分を念頭においた検討	10
3.1	前申立てと被保全権利・保全の必要性・疎明が同一の場合	10
3.2	再度の申立てが疎明の更新・補強・追加に基づく場合	10
3.2.1	前申立てにおいても提出できた疎明資料	11
3.2.2	前申立ての決定後に入手可能となった疎明資料	12
3.2.3	前申立ての争点とは別の争点に関する疎明資料	12
3.3	新たな事実が生じた場合	14
3.4	前申立ての債権者とは別の債権者による新たな申立て	15
4	本稿の結論：「仮処分の再申立て」の再検討を	16

<sup>†</sup> (一財) 電力中央研究所 上席研究員。博士 (法学, 大阪大学)。本ディスカッションペーパー中, 意見にかかる部分は筆者のものであり, 所属先その他の機関の見解を示すものではない。

## 1 はじめに：原子力発電所に対する差止仮処分の再申立て

本稿は、各地の原子力発電所に対して運転差止めの仮処分が繰り返し申し立てられている実情を踏まえて、「仮処分の再申立て」という論点を再整理・検討する。すなわち、以下のような設例について考える。

### 設例 その(1)

〇〇原子力発電所の周辺住民Xは、同発電所にはP断層に起因する地震による過酷事故のおそれがあるとして、同発電所を所有するYを債務者として、運転差止めの仮処分を申し立てた。しかし、保全裁判所・抗告裁判所とも、過酷事故のおそれなし(=被保全権利の疎明なし)としてこれを却下した(=先行事件)。その後、

1. Xは、先行事件では提出されなかったP断層をめぐる学術論文を新たな疎明資料とし、再び先行事件と同趣旨の仮処分を申し立てた。なお同論文は、先行事件時すでに公表されていた。
2. 先行事件後、P断層に関する新たな学術論文が公表された。そこでXは、これを新たな疎明資料とし、再び先行事件と同趣旨の仮処分を申し立てた。
3. もとより、上記発電所の近くにはQ断層の存在も知られている。そこでXは、このQ断層に起因する地震を根拠に、再び先行事件と同趣旨の仮処分を申し立てた。
4. Xは、航空機衝突により過酷事故が生じるおそれがあるとして、再び先行事件と同趣旨の仮処分を申し立てた。

これら1ないし4の各申立て(それぞれ独立とする)に対してYが、「先行事件を理由に、信義則違反・訴権濫用として却下すべきである」と主張した場合、裁判所はどう判断すべきか。

### 1.1 原子力発電所に対する差止仮処分の現状と背景

原子力発電所をめぐるのは、一部の周辺住民らによって、運転差止めを求める民事訴訟(本案訴訟)が提起されてきた<sup>(1)</sup>。これらの原告は、原子力過酷事故が生じればその生命・身体に危害が及ぶと主張しており、その差止めの訴えは人格権に基づいている<sup>(2)</sup>。そして過去の裁判例では、差止めを認めるには原子力過酷事故が人格権侵害に至る具体的危険が必要とされている。

加えて最近では、上記の差止請求権を被保全権利とした仮地位仮処分(民事保全法23条1項)の申立

<sup>(1)</sup> 本案判決で差止めを命じた下級審裁判例として、金沢地判平成18年3月24日(平成11年(ワ)430号)[北陸電力志賀2号]、福井地判平成26年5月21日(平成25年(ワ)63号)[関西電力大飯3・4号]、水戸地判令和3年3月18日(平成24年(行ウ)15号)[日本原電東海第二]、札幌地判令和4年5月31日(平成23年(ワ)32654号)[北海道電力泊1号~3号]がある。

<sup>(2)</sup> 人格権が各種差止めの根拠となることについては、現在では争いはない。原子力発電所をめぐる裁判例でも、「生命・身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」(仙台地判平成6年1月31日(昭和56年(ワ)1852号)[平成6年女川一審判決])とされている。

が増えており、運転の仮の差止めを命じた裁判例もある<sup>(3)</sup>。

これらの申立てをめぐって生じているのが、「仮処分の再申立て」という現象である。現在の民事保全法の下では、仮処分の申立てを却下する裁判は決定であるため(オール決定主義)<sup>(4)</sup>、既判力は生じない。その結果として、却下決定後に同一の原子力発電所に対して、仮処分が繰り返し申し立てられている(表1を参照)。

表1 原子力発電所に対する仮地位仮処分の申立て状況(2024年1月末時点)

発電所(略称)	原審	異議審・抗告審	
大飯3・4号	大阪地決H25.4.16	抗告審：大阪高決H26.5.9	
	福井地決H27.12.24		
	大阪地決H31.3.28	抗告審：大阪高決R2.1.30	
高浜3・4号	福井地決H27.4.14[差止め]	異議審：福井地決H27.12.24	
	大津地決H28.3.9[差止め]	異議審：大津地決H28.7.12[差止め]	抗告審：大阪高決H29.3.28
大飯3・4号・高浜3・4号	大津地決H26.11.27		
高浜1-4号、大飯3・4号等	大阪地決R3.3.17		
美浜3号	大阪地裁決R4.12.20 (R5.1.13 福井地裁に申し立て)		
川内1・2号	鹿児島地決H27.4.22	抗告審：福岡高宮崎支H28.4.6	
玄海3・4号	佐賀地決H29.6.13	抗告審：福岡高決R1.7.10	
	佐賀地決H30.3.20	抗告審：福岡高決R1.9.25	
伊方3号	広島地決H29.3.30	抗告審：広島高決H29.12.13[差止め]	異議審：広島高決H30.9.25
	大分地決H30.9.28		
	広島地決H30.10.26		
	山口地岩国支決H31.3.15	抗告審：広島高決R2.1.17[差止め]	異議審：広島高決R3.3.18
広島地決R3.11.4			
東海第二	水戸地決R3.3.30		
島根2号	(R5.3.10 広島高松江支部に申し立て)		

出典：佐藤(2023)に追記

例えば、関西電力大飯発電所3号機・4号機について、平成25年4月に大阪地裁が差止仮処分の申立てを却下した。しかし、その後も各地の裁判所でさらに仮処分が申し立てられている。同様に、四国電力伊方発電所3号機に対しては、広島地裁に申し立てられた仮処分が抗告審などを経て平成30年9月に却下された。しかしその後も、再び同地裁や他の裁判所に仮処分が申し立てられている。最近では、関西電力美浜発電所3号機に対する仮処分の申立てが、令和4年12月に大阪地裁で却下されたが、翌令和5年1月に福井地裁に仮処分が申し立てられている。

このような「再申立て」現象は、仮地位仮処分が用いられる先述の典型的な類型、とりわけ本案化が進んだ類型では見られない。その背景としては仮地位仮処分が申し立てられる他の類型<sup>(5)</sup>や

<sup>(3)</sup> 被保全権利を単に「人格権」とする債権者や裁判例もあるが、厳密には「人格権に基づく差止請求権(としての妨害予防請求権)」とすべきであろう。

<sup>(4)</sup> 仮処分の申立てを退ける決定は「却下」である(実務)。

<sup>(5)</sup> 例えば、解雇処分を受けた従業員の地位確認、特許権などの知的財産権侵害、プライバシー侵害を理由とする雑誌の出版禁止(例：東京高決平成16年3月31日(平成16年(ラ)509号)[政治家の子女に関する記事])、日照権侵害(例：名古屋地決平成6年12月7日(平成6年(ヨ)1138号))、公共工事の差止め(例：東京地決令和4年2月28日(令和2年(ヨ)1542号)[外環道地下トンネル工事])などがある。

手続と比較したときの、原子力運転差止めの仮処分の以下の特徴を指摘できる<sup>(6)</sup>。

第一に、万が一原子力事故が生じた場合の被害は広範囲に及ぶため、差止訴訟を提起可能な者が各地に多く点在し得る<sup>(7)</sup>。そのため、本案訴訟では共同原告の数が数百ないし数千に及ぶこともあるが、仮処分でも複数名が共同で債権者となっており<sup>(8)</sup> <sup>(9)</sup>、これらが複数の裁判所で別々に申し立てられている。

第二に、仮処分の申立てが可能な期間が、非常に長い。プライバシー侵害を理由とした雑誌の出版差止めであれば、仮処分が選択されるのは出版時までであろう<sup>(10)</sup>。これに対して、原子力発電所の運転期間は当初より40年とされ、さらに20年+ $\alpha$ の延長も可能である(GX脱炭素電源法(令和5年法律44号)による改正後の電気事業法27の29の2)。そのため事業者は、原子力規制委員会(以下、規制委)の安全審査を経て原子炉の設置許可(原子炉等規制法43条の3の6第1項)を受けた後も、60余年という長期間にわたって法的に不安定な状態に置かれる<sup>(11)</sup>。

第三に、これら仮処分の申立ては、経済合理性による規律が働きにくい。すなわち、通常の法的紛争であれば勝訴(認容)の見込みや訴訟費用に鑑みて訴訟を回避することもあるし、代理人弁護士においても、不提訴等を助言するであろう。しかし、原子力訴訟の原告・債権者の多くは必ずしも経済的な利益や動機だけに基づいて訴訟をしておらず、かつ、代理人弁護士もその趣旨に賛同するものであることが多いため、そのような規律は働きにくい。

第四に、いわゆる「仮処分の本案化」が一面では進む一方で、真の意味では本案化していない。原子力発電所の差止仮処分では、審尋が何度も繰り返されて審理期間が長期化しているほか、各種専門家の意見聴取や当事者による専門的プレゼンテーションが実施されるなど、その審理過程ないしプロセスは高度に「本案化」が進んでいる。

<sup>(6)</sup> このほか、仮処分命令が後に取り消された場合、原子力稼働停止から生じる巨額の損害を仮処分の申立人(債権者)に請求しても、事実上損害回復は期待できない。拙稿(佐藤, 2023)は、この損害を理由に保全の必要性要件が否定され得ることを論じている。

<sup>(7)</sup> 例えば、発電所から250km圏内に居住する原告の差止請求を認容した裁判例がある(福井地判平成26年5月21日(平成24(ワ)394号))。他方、さいたま市内に居住する債権者が申し立てた福井県・大飯発電所の差止仮処分について、事故が発生しても「生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるとは想定されない」として却下した裁判例がある(福井地決令和元10月16日(平成31年(ヨ)7号)。不適法却下ではなく、被保全権利の疎明がないことを理由としている)。

<sup>(8)</sup> 労働紛争における従業員地位確認であれば当該従業員本人、プライバシー侵害であればそのプライバシーの享有主体たる個人、といったように、債権者は通例1名であろう。公共工事の差止めの場合であれば比較的多数になり得るが、原子力発電所の差止めよりは相当少ないとは言える。

<sup>(9)</sup> 被保全権利は債権者個々人固有の一一ひとりひとりの一一差止請求権であるため、厳密には別個の権利である。しかし、本案訴訟では共同訴訟とされ、仮処分手続においても共同で申し立てられている(民事訴訟法38条後段類推)。深見ほか(2002)5頁は「同一の行為や事実関係に起因する差止めについては、当事者複数で申し立てをするのが相当」としている。瀬木(2020)198頁は、日照権侵害に基づく差止めを例に挙げて、仮地位仮処分については当事者複数の申立てを許容すべき場合が多いだろうとする。原子力発電所の運転差止仮処分事件においても、この点はほぼ争点にはなっていない。

<sup>(10)</sup> 出版後であれば、損害賠償請求と併せた本案訴訟が選択されよう。

<sup>(11)</sup> 供用期間の長いインフラ施設、例えば空港の使用差止めを求める訴えや仮処分についても同様の事情はあると思われる。

その反面、審理結果たる裁判所の結論はなんら本案化していない。すなわち、本案判決と同一の内容を実現する満足的仮処分と言われる類型では、仮処分手続は本案よりも短時間で決着をつけるという紛争当事者双方にとってメリットがあり、改めて本案訴訟で争わないことも多い。また、双方が主張・証拠を出し合った上での結論である以上、「解決できる紛争は保全で解決してしまおうという弁護士どうしのコンセンサス」(瀬木, 2020, 39 頁) もあろう<sup>(12)</sup>。しかし当事者間にそのようなコンセンサスが存在しない原子力訴訟では、仮処分の結論を両当事者ともに受け入れて法的紛争が終結するような事態は想定できず、紛争の終局的な解決には至らない。

つまり、原子力発電所をめぐる差止仮処分はプロセスのみが本案化し、結論はなんら本案化していない。

## 1.2 本稿の目的と構成

仮処分は法が定めた民事裁判制度の一部である以上、債権者がこれを利用する機会は十分尊重されなければならない。しかし反面、債務者(事業者)にとっては、一度却下決定を得ても再び仮処分が申し立てられれば、延々と応訴を強いられる。したがって、信義則や訴訟経済などの観点から、仮処分が繰返し申し立てられること(再申立て)について一定の制約・規律が及ぶことも、場合によってはやむを得ないのではないか。

そこで本稿は、あらためて仮処分の再申立てという論点を整理する<sup>(13)</sup>。まず次節では、これまでの民事訴訟法学の文献において「仮処分の再申立て」、とりわけその規律がどのように論じられてきたのかを整理する。その上で3節では、原子力発電所の運転差止仮処分を念頭に、検討を行いたい。

## 2 「仮処分の再申立て」が問題となる背景と議論の再整理

### 2.1 「仮処分の再申立て」が問題となる背景

先述の通り、現在の民事保全法の下では仮処分を却下する裁判は「決定」である<sup>(14)</sup>。そのため厳密な意味での既判力は働かず<sup>(15)</sup>、具体的な権利関係について後の裁判所を拘束しない<sup>(16)</sup>。

<sup>(12)</sup> とりわけ商事・知財事案ではそのような傾向は強いのではなかろうか。

<sup>(13)</sup> 本案の確定判決があった場合の再訴の制限をめぐる最近の比較法研究として、川嶋(2022)がある。

<sup>(14)</sup> 平成4年(1992年)1月に現在の民事保全法が施行されるまでは、旧民事訴訟法の中に一連の保全手続が定められていたが、仮地位仮処分について「判決」でなし得たことに留意する必要がある。

<sup>(15)</sup> 瀬木(2020)262頁は、「決定主義を採った新法の下では、既判力については否定的に考えざるをえないであろう」とする(ただし同書は、信義則による再申立ての規制を否定しない)。

<sup>(16)</sup> 例えば、仮処分決定における被保全権利の存否をめぐる保全裁判所の判断は、その後の本案を審理する裁判所を拘束しない。また、仮地位仮処分の申立てが認容・執行された後に、異議審や抗告審で被保全権利なしとして仮処分命令が取り消された場合において、原仮処分命令の執行により生じた損害を賠償するよう債務者が求めたとしても、仮処分を取り消した異議審・抗告審の裁判所の判断は、損害賠償請求の可否を判断する裁判所を拘束しない(ただし、過失は推定され得る。最判昭和43年12月24日民

既判力が生じない以上、仮処分の再申立ては一般的に否定されるものではない<sup>(17)</sup>。しかし、裁判所が一定の判断を示した以上、本案と区別される保全手続という狭い範囲内でさえ、後の裁判所の判断をなんら拘束しないとすることも妥当ではない<sup>(18)</sup>。すなわち、「保全命令を発してよいのかの要件が当事者間で争われ裁判所によって公権的に判断された以上その要件の存否は確定されたのであり、同一の手続構造をとる後の申請で要件の問題が蒸し返されてよいとするならば法的安定と訴訟経済の理念が害される」(高橋, 1999, 417-18 頁)であろう。したがって、訴訟経済等の観点から、一定の場合に仮処分の再申立ても制限され得よう<sup>(19)</sup>。

この「仮処分の再申立て」は決して新しい論点ではない<sup>(20)</sup>。しかし筆者の見る限り、必ずしも活発な議論はされていない。その理由は、従来の法律文献が、同一又は類似の仮処分が何度も申し立てられるような事態をおよそ想定していなかったからと思われる。

仮処分の再申立てをめぐる多くの文献は、現在の民事保全法施行以前の文献である。しかし、「保全訴訟の判決は既判力を有するか」という旧法固有の論点は別とすれば、その実質的な議論は現在でも参照に値しよう<sup>(21)</sup>。

そこで問題は、どのような場合に後の仮処分手続を拘束するかである。以下では、(1) 前申立てと被保全権利・保全の必要性・疎明が同一の場合、(2) 再度の申立てが疎明の更新・補強・追加に基づく場合、(3) 新たな事実が生じた場合について見ていくこととする<sup>(22)</sup>。

---

集 22 卷 13 号 3428 頁)。

- <sup>(17)</sup> 賃金仮払いの事例である東京地決平成 22 年 6 月 30 日 (平成 22 年 (ヨ)21061 号) は、「債務者は、第一次仮処分で却下された部分について不服申立てをせず第一次仮処分の申立てと同じ内容の本申立てを行うことは違法である旨主張するが、保全命令には既判力はなく、同じ内容の申立てを行うことがただちに制限されるものではない」としている。
- <sup>(18)</sup> 鈴木ほか (1978)213 頁以下〔上谷執筆〕は、保全訴訟を「マイクロコスモス」と呼び、その中での拘束力を論じている。
- <sup>(19)</sup> 現行法が異議手続として即時抗告を採用する以前の旧法下の事例として、岡山地判昭和 35 年 7 月 27 日 (昭和 35 年 (ヨ)19 号) がある。仮処分の申請が却下された場合において通常抗告 (旧法下の当時は、即時抗告ではないため、いつでも抗告できた) ができるにもかかわらず、疎明を強化して重ねて申し立てた仮処分申請について、「二重申請」であるとして不適法却下した。
- <sup>(20)</sup> 例えば、吉川 (1977)3 頁〔初出: 法学協会雑誌 59 卷 10 号 1 頁 (1941)〕のほか、中田 (1966) がこの問題を検討している。
- <sup>(21)</sup> 高橋 (1999)419 頁は、「既判力の概念を用いようと用いまいと、申請却下の決定の後に同一申請が繰り返された場合をどのように処理するかという問題自体は存在するのであり、定義の問題に拘泥するのは必ずしも生産的ではない」とする。また、竹下=藤田 (1996)174 頁〔高野執筆〕も、「・・・問題は、保全訴訟相互間の前訴の後訴に対する拘束力の有無」であるから、「その意味では「既判力」の用語で議論するのは誤解を招きかねない」としている。既判力の語を用いる戸根 (2015)14 頁以下も、その実質は保全手続相互間での拘束力を論じている。
- <sup>(22)</sup> ここでいう新たな事実が生じた場合とは、単に新たな証拠 (疎明資料) が入手可能となったという事実ではなく、被保全権利や保全の必要性という仮地位仮処分の要件について新たな事実が生じたことを言う。ただしこれらの区別は相対的なものであることに留意すべきであろう。

## 2.2 「仮処分の再申立て」をめぐる議論の再整理

### 2.2.1 (1) 前申立てと被保全権利・保全の必要性・疎明が同一の場合

一度仮処分の申立てが却下されたあとに(前申立て)、これと同一の申立て、すなわち同一の被保全権利・保全の必要性・疎明をもってなされた新たな申立て(再申立て)が却下されるべきことについて、異論はない<sup>(23)</sup>。その理由付けに既判力という言葉や概念を用いなくとも、かような再申立ては蒸し返しにほかならず、信義則違反や訴権の濫用として排斥されるべきであろう<sup>(24)</sup>。裁判例においても、そのような再申立ては却下されている<sup>(25)</sup>。

ただし現実には前後全く同一の申立ては多くないであろうし<sup>(26)</sup>、その不当性も明らかである。したがって、実際に問題となるのは以下のような場合であろう。

### 2.2.2 (2) 再度の申立てが疎明の更新・補強・追加に基づく場合

前申立てと被保全権利と保全の必要性は同一であるが、疎明を更新・補強・追加した再申立ては認められるか。高橋(1999)418-419頁や竹下=藤田(1996)174頁〔高野執筆〕、江原=品川(2021)122頁の整理によれば、学説は3つの立場に分かれる。

<sup>(23)</sup> 仮処分決定の後の申立てに対する拘束力を否定する見解でも、被保全権利・保全の必要性・疎明方法が同一の場合には「蒸し返し、濫用的申立て、権利保護の必要性、民事訴訟の信義則に反するとして却下できるものと解される」(江原=品川, 2021, 122頁)。高橋(1999)420頁は、「基本的には旧法下の判決の場合と同様、申立て却下の決定は後の申立てに対して拘束力を有すると解してよいであろう」とする。菊井=村松=西山(1982)71頁は、被保全権利・保全の必要性・疎明方法が同一の場合は、一事不再理として却下しなければならないとする。原井=河合(2011)563頁〔清水執筆〕は、「却下決定が確定すれば、その保全命令の申立てにおいて主張されていた被保全権利および保全の必要性に対しては保全命令を発すべきではないということが、裁判所の審理・判断によって明確になった」以上、裁判所に同一の問題の再審理を求めることは許されないとする。丹野(1999)79頁もそのような再申立てを認めることについて、「国家制度としての訴訟制度の安定を欠くことになるし、勝訴の相手方に不必要な煩わしさを与えるおそれがある」として否定する。

<sup>(24)</sup> 柳川(1976)274頁は、「このような拘束力を既判力とみるか一事不再理の効力とみるかは問題であるが、被保全権利および保全の必要性が前後同一であるときは、後訴裁判所としては矛盾する判断をすべきでないという意味で拘束力を認めるべきであろう」としている。

<sup>(25)</sup> 仮処分の内容と被保全権利が前申請と全く同一であり、疎明も別段新しくはない事案で、既判力を否定しつつも、「・・・本件の如く被保全権利を同じくし、かつ、同一疎明による同一申請を繰返して際限なく裁判所の判断を求めることは、法的安定を害し訴訟経済にも反するから、かかる申請は訴訟手続の性質上許されない」としたものがある(東京高決昭和36年3月31日(昭和34年(ラ)915号)東京高等裁判所判決時報民事12巻3号57頁)。また、金銭仮払請求の事例で、保全の必要性に関する債権者の主張が前回の抗告審決定以前に生じた事情であることなどから、蒸し返しに過ぎないとして、「前件裁判の拘束力により」、「債権者の本件申請は失当として却下を免れない」として却下した裁判例がある(福岡地飯塚支決昭和61年2月26日(昭和61年(ヨ)11号))。

<sup>(26)</sup> 江原=品川(2021)122頁は、「却下決定確定後の再度の申立てが許されないのは、被保全権利、保全の必要性、疎明のいずれもが同一である場合に限られることになり、実務上はこのような申立てがされることはほとんどないといえよう」とする。



1. 疎明は立証の問題であって新事実の主張ではなく、保全においても疎明の更新等は既判力によって封ぜられるとの見解
2. 「被保全権利」と「保全の必要性」を区別した上で、後者は前者に対して従たる関係にあり、その存否は具体的状況において判断されるべきであるから、「保全の必要性」に限って疎明の更新等が許されるとの見解
3. 上記 2. のような区別なく、疎明の更新等の場合には再審理を許し得るとの見解

まず、単なる疎明の更新等による再申立てを認めないとする 1. の例として、鈴木ほか (1978)218 頁〔上谷執筆〕は、新事実の主張は制限されないとしつつも、被保全権利・保全の必要性ともに疎明の更新にとどまる場合は再申立ては認められないとする。同書は、保全の必要性の存否は申請時の具体的状況に依存するから前の申請却下判決には拘束されないとの後掲・中田 (1966) の立場を、「それでは拘束力を認める意義はほとんど失われてしまうであろう」と批判する。その上で、事情自体が変化したという新事実がある場合に限って、再申立て可能であるとする。吉川 (1977) や柳川 (1976) もこの立場である<sup>(27)</sup>。

これに対して、保全の必要性については疎明の更新等を認める 2. の立場として、中田 (1966)475 頁は、「(引用者注: 保全の必要性の) 存否は申請の時々具体的な状況から判断せられるべき性質のものである」から既判力は働かず、「従って疎明の更新・補強による再度の申請も許されると解すべきである」としている。同じく、原井=河合 (2011)167 頁〔原井執筆〕は、「前申立てで主張し得なかった保全の必要性に関する間接事実が判明したとしてこれによって主張を補強」する場合、あるいは「疎明のみを強化しての再申立て」について、保全の必要性は同一範囲内でも再申立てを拒否することは妥当ではないとして、2. の立場を採る。

3. の立場として、保全訴訟における既判力を否定する兼子 (1965)10 頁は、保全訴訟相互の関係について「・・・疎明に基づく一応の認定である以上、新たな証拠方法の提出は当然に許されなければならないので、実際上は訴訟要件として問題になることは余りないであろう」としている。同文献を引用する西山 (1985)167 頁は、「新たな疎明を提出し再度の申請時においてなお保全の必要性ありと主張する以上」、一事不再理が問題となる余地はないとする。菊井=村松=西山 (1982)71 頁も、「新たな疎明方法が加えられて疎明が強化されておれば、理論構成は別として、裁判所は前の申請却下の裁判には関係なく、新申請について審理すべきである」とする。原井=河合 (2011)563 頁〔清水執筆〕も、疎明の更新・強化による再申立てについて、「民事保全の緊急性・暫定性に照らして、再申立て防止の趣旨に反したり、あるいは申立てが権利濫用・信義則違反となるような特段の事情がない限り、再度の申立ても許されると考えられる」としている。

2. ないし 3. の立場が、疎明の更新等による再申立てを認める理由はなにか。それは、原井=河合 (2011)167 頁〔原井執筆〕が述べるように、「保全命令の申立ては時間的制約の下、不十分な情報及

<sup>(27)</sup> 吉川 (1977)73 頁は、「疎明のみの強化を以てする両者の同一申請事件にあつては、却下判決又は取消判決の既判力を避け得ない、とすることの正當なるを思ふものである」としている。柳川 (1976)272 頁も、「保全処分を却下されたものが、更に疎明のみを更新して再申請することは許されない」としている。

び証拠資料に基づいて急拠(原文ママ)成さざるを得ないのが一般的であるから、その後に至ってようやく入手し得た情報や証拠資料に基づく再申立てを許すことには十分な根拠があると思われる」からである。

結論としては、高橋(1999)419頁が「裁判官としては疎明が補強されている場合に、それを調べずに後申請を既判力で却下するのは心理的に抵抗があるのではなかろうか」とするように、一般論としては、再申立てが許される可能性が高いと言える<sup>(28)</sup>。

### 2.2.3 (3) 新たな事実が生じた場合

以上(2.2.2)は疎明が追加等された場合の再申立ての可否であるが、「被保全権利」「保全の必要性」という保全の要件について、新事実が生じた場合はどうか。

疎明補強等による再申立ては許されないとする前掲・吉川(1977)68頁も、前申請が被保全権利の不存在により却下された場合において、新たな保全の必要性により再申立てをしたときは、裁判所が被保全権利の存否について「独自の立場において再審判を爲し得るは固より當然」とする<sup>(29)</sup>。同じく前掲の鈴木ほか(1978)218頁〔上谷執筆〕も、「新事実(先の裁判の拘束力の基準時以後に生じた事実)の主張は拘束力を受けないことはいうまでもない」としている。最近の文献では、江原＝品川(2021)121-122頁が、保全手続の審理対象は被保全権利と保全の必要性であることを前提に、「拘束力はこれらが前後で同一の場合にのみ働くことになる。よって、保全の必要性の主張が異なれば拘束力には抵触しないことになる」と述べている。

また裁判例にも、新たな保全の必要性による再申立ての余地を認めるものがある<sup>(30)</sup>。

したがって、前後の申立てで同一性があれば拘束力によって却下されるけれども、これを覆すような新事実があれば、裁判所は再申立てを審理することになる。

この新事実について、保全の必要性が異なれば再申立てを認めるべきとする竹下＝藤田(1996)176頁〔高野執筆〕は、保全の必要性の同一性の判断はそれを基礎付ける具体的事実が同一かどうかで判断されるとする。鈴木ほか(1978)218頁〔上谷執筆〕は、「疎明を新たに追加することをもここ

<sup>(28)</sup> 古い裁判例だが、被保全権利・保全理由・疎明が前回と同一の場合においては前訴の既判力によって新たな仮処分申請は却下されるとの一般論を述べた上で、「疎明を強化補充した申請するときには保全処分の仮定的暫定的性格よりみて疎明の強化も亦新事実の主張と同視し前裁判の既判力が及ばないものと解するを相当とする」としたものがある(徳島地判昭和27年9月24日(昭和27年(ヨ)149号)下民集3巻9号1294頁。ただし結論としては申請却下)。

<sup>(29)</sup> これは、被保全権利と保全の必要性が前後で同一の場合に限り既判力を認めるとの同書の立場が前提となっていると思われる。

<sup>(30)</sup> 「保全の必要性の判断は、あくまでも決定時点における判断であり、先行する決定時点において一定の将来請求について保全の必要性が否定されたからといって、後行の事件について当該将来請求について保全の必要性が当然否定されることにはならず、先行決定後の事情変更等により、先行する決定においては否定された保全の必要性が、後行の事件においては認められる可能性も存在するから、先行する決定が一定の将来請求について保全の必要性がないことを理由に却下した場合には、先行する決定後の保全の必要性に係る事情変更等を考慮せずに後行の申立てを却下することはできず、結局のところ、後行の申立てを却下するか否かは、後行の事件における保全の必要性の判断に帰着するというべきである」としたものがある(秋田地決平成24年8月17日(平成24年(ヨ)6号))。

にいう新事実というならば問題が」あるとして上記・中田(1966)の見解を退けた上で、「あくまでも事情自体が新たに变化した場合(例えば、いったん申請が却下された後に債務者の財産状態が悪化したとか、妨害のための工作がみられるようになった等の場合)に限って新事実と認めるべきであると思う」としている。

### 3 原子力発電所の差止仮処分を念頭においた検討

本節では、前節の整理を念頭におきながら、原子力訴訟における差止仮処分の再申立てについて検討してみたい。

原子力発電所の運転差止めの求めが本案訴訟であれば、棄却判決が確定した場合、既判力の効果としてその後の仮処分の申立ては不適法却下される。しかし1.1で触れたように、最近では仮処分の申立てが増えており、これが一度却下された後も、同一の原子力発電所に対して申立てが繰り返されている現状がある。

#### 3.1 前申立てと被保全権利・保全の必要性・疎明が同一の場合

本案の敗訴判決確定後の事例であるが、同一内容の仮処分申立てについて、もはや「争いある権利関係ではない」として却下した裁判例がある(福井地決令和元10月16日(平成31年(ヨ)7号))<sup>(31)</sup>。

確定判決がない場合であっても、被保全権利・保全の必要性・疎明資料も前申立てと同一、ないしは同一とみなし得る仮処分が再度申し立てられた場合には、裁判所はこれを却下すべきであろう。この場合、理由付は別として、却下されるべきことは明白なので、これ以上述べない<sup>(32)</sup>。

#### 3.2 再度の申立てが疎明の更新・補強・追加に基づく場合

では、疎明を更新するなどして再度の申立てをする場合はどうか。これに対して2.2.2では、疎明の更新等による再申立てを認めないとする見解も存在する一方で、これを許容する多くの見解や、裁判官の心理としてもこれを認めるであろうとの指摘(高橋, 1999, 419頁)を確認した。一般に債権者は、原子力事故の原因として地震・火山・津波といった自然事象や様々な外部事象を挙げますが、後者のように考えると、それぞれにつき疎明をすることにより、再度の申立てが可能になるろう。

<sup>(31)</sup> 同事件は、原子力発電所の運転差止請求を棄却した前訴確定判決があり、その前訴原告と同一人物が差止仮処分を申し立てた事案である。本事件で債務者は、前訴確定判決の「既判力」による却下を主張したが、裁判所は既判力の言葉を用いず、確定判決によりもはや「争いがある権利関係」ではないとして却下している。また裁判所は、債権者の主張について「前件訴訟の口頭弁論終結後の事情を主張するものではない」と指摘しているため、新たな事情が追加されれば仮処分の再申立てを認める余地を残しているとも解釈できよう。

<sup>(32)</sup> 2節で触れた文献のほか、竹下=藤田(1996)176頁〔高野執筆〕も、被保全権利・必要性・疎明が同一なら再申立ては不当とする。

しかしここで、疎明の更新等による再申立てを認める根拠をあらためて確認したい。民事保全手続では、密行性・迅速性の要求から簡易な手続で審理され、場合によっては債務者の審尋を経ない書面のみで保全命令が発せられる。そのため、疎明資料の収集・準備にも時間的な制約が存在する。疎明補強による再申立てを許容する竹下＝藤田(1996)176頁〔高野執筆〕は、「民事保全事件では、証拠の収集に時間的制約や密行性確保のための制約があることから、極めて重要な証拠が前の裁判の後になってようやく入手できることもあり得る」ことを根拠に挙げている。また2.2.2で挙げた原井＝河合(2011)167頁〔原井執筆〕も、「このような再申立てを許したからといっても、その審理は本案判決に関する再訴ほど債務者側に不当な負担を強いることにもならない」としている。

このような事情は、原子力発電所の差止仮処分では必ずしも当てはまらない。すなわち、仮差押えや係争物仮処分とは異なり、仮地位仮処分には原則として口頭弁論又は審尋を経ることが必要であるため(民事保全法23条4項本文)、密行性の要請は乏しい。そして、とりわけ原子力発電所の差止仮処分の審理では、複数回の審尋が開かれ、その内容も口頭弁論に近接し、申立てから決定までの期間も長期化している(＝仮処分のプロセスにおける本案化)。そのため、上記文献が言うような「証拠の収集に時間的制約や密行性確保のための制約がある」場合には必ずしも当たらない。他方で、再申立てを受ける債務者は「本案判決に関する再訴」と同程度の応訴負担を、その都度、強いられることになる。

したがって、再申立ての根拠とする疎明資料が、前申立てでも提出することが可能であったのであれば、訴訟経済や適時提出主義(民事訴訟法156条、民事保全法7条)の観点からも、当該再申立ては却下されよう<sup>(33)</sup>。

適時提出主義は特定事件における口頭弁論・審尋での攻撃防御の提出を規律するものであるけれども、本来であれば時機に後れたもの(民事訴訟法157条1項)として却下されるべきものが、再申立てであるからといって提出の先送りが認められるのは均衡を欠く。したがって、疎明補強等による再申立ての可否も民事訴訟法156条及び157条1項の趣旨に照らして判断すべきだろう。

では、これを冒頭に示した仮の設例で考える。

### 3.2.1 前申立てにおいても提出できた疎明資料

1節冒頭の設例その(1)の1.の場合を考える。かりに先行事件の争点がP断層をめぐる評価であり、双方当事人がこれに関連する各種学術論文を疎明資料として提出し合った状況であって、その時点で提出することができた学術論文を提出せず、それに基づいて決定がなされたのであれば、後に疎明資料を追加しても再申立ては認めるべきではなく、却下されるべきであろう。密行性に基

<sup>(33)</sup> 適時提出主義や時機に後れた攻撃防御方法の却下(157条1項)を含む口頭弁論にかかる民事訴訟法の規定が民事保全手続にも準用されることにつき、山本ほか(2014)35頁〔山本執筆〕を参照。なお、民事保全手続が旧民事訴訟法から民事保全法に移管された後の旧民事訴訟法137条(攻撃防禦方法の随時提出主義)も、民事保全法に準用されていた(山崎,1990,196頁;山崎,1992,193頁)。したがって厳密には、(1)民事保全法施行以前、(2)民事保全法+旧民事訴訟法の時代、(3)民事保全法+現民事訴訟法の時代に分けて議論すべきなのかもしれないが、本稿ではそのような細かな議論は展開できなかった。

く時間的制約などは存在しないからである。

却下の根拠としては、訴訟手続における信義則(民法1条2項)の具体化としての適時提出主義や紛争の一回的解決の観点、債務者の法的安定性の観点、訴権の濫用(民法1条3項)などが挙げられる。

### 3.2.2 前申立ての決定後に入手可能となった疎明資料

同じ設例その(1)の2.の場合、すなわち、先行事件後にP断層に関する新たな学術論文が公表され、これを疎明資料とした再申立てがなされた場合はどうか。「前申立てにおいて提出することができたにも関わらず、出さなかった」という事情はない。2.2.2で見た文献にも、疎明更新等による再申立てを認めるべきとするものが多かった。したがって、この新たな学術論文を根拠(新たな疎明資料)として再申立てを認める余地はある。

しかし第一に、P断層に関する新たな学術論文が公表されたというだけでは不十分である。例えば、前申立ての争点がP断層が活断層か否かであって、両当事者の疎明資料としてP断層が活断層とする学術論文とそうでないとする学術論文がそれぞれ10本提出され、裁判所はこれらを総合的に考慮して、活断層とは認められないとして申立てを却下したとしよう。この場合に、「P断層は活断層である」とする新たな学術論文が公表されたというだけでは、前申立ての疎明資料と同種の資料が一つ増えたにすぎないから、再申立てを認めるべきではなかろう。論争の対象となっている断層であれば、追加的に科学的な調査がなされ、学術論文として公表される蓋然性は高いであろうから、それが公表されるたびに再審理を認めるわけにはいかないであろう。

したがって第二に、新たな学術論文を疎明資料とした再申立てが認められるためには、これが従来の学術論文(=前申立てで提出済みのものに加え、提出可能であったものも含む)とは視点を新たにしており、同断層をめぐる評価を大きく覆すものである必要があるであろう。そこで裁判所としては、当該疎明資料をもってなぜ再審理をすべきであるのかの積明を債権者に求め、その点について一応の説明がなされれば再申立てを認め、それがなされない場合は却下すればよからう<sup>(34)(35)</sup>。

### 3.2.3 前申立ての争点とは別の争点に関する疎明資料

設例その(1)の3., すなわちQ断層についてはどうだろうか。Q断層の存在が一般に知られていたとか、その断層の存在を含めて規制委の安全審査がすでになされたといった事情があれば、P断層をめぐる前申立ての際にあわせて主張可能だったと言える。

そうすると再申立ては認められないことになりそうであるが、しかし他方で、P断層を根拠に差止めを求めた債権者に対して、それと同時にQ断層を根拠とした差止めの可能性についても主張・疎明を尽くすべきであり、それがなされなかった場合にはQ断層を争点とした再申立ては許さない

<sup>(34)</sup> 一応は実質的な審理をしている以上、厳密な不適法却下ではない。したがって「前回の結論を覆すものではない」などと述べて、却下すればよいだろう。

<sup>(35)</sup> ここでの検討は、仮処分の申立てが却下された後に、再び債権者が仮処分を申し立てた場合を想定している。本案訴訟を提起した場合に、そのような拘束力が働かないのは当然であり、裁判所は本案審理における全証拠から判断することになる。

とすることも酷であろう。

4. の航空機衝突を理由とした差止仮処分の求めについても、航空機衝突は規制委の設置許可においても審査事項となっているからといって、前申立てにおいてこれについて主張し、疎明資料を提出すべきであったとして、先行事件を理由に当該再申立てを却下すべきとすることには、多くの者が躊躇を覚えるのではないか。

しかし再び債務者の視点で考えると、各争点(冒頭の設例その(1)で言えばP断層・Q断層・航空機衝突)ごとに都度、申立てが認められるということになれば、一度却下決定を得た後も、際限なく応訴を強いられ、その法的立場を不安定なままに置かれる。債務者の側から、そのような債権者を被告として差止請求権が存在しないことの確認を求める債務不存在確認訴訟を提起することも――あくまでも理論的には――考えられるが、当該被告以外には効果が及ばず、債権者となり得る者の数がほかにも無数に存在する以上、なんら有効・現実的な解決策とはならない。

前述のように、疎明の補強等による再申立てを許す実質的な根拠は、仮処分手続の時間的制約であった<sup>(36)</sup>。しかし、そのような事情がなければ、疎明の補強等による再申立てを認める理由も薄くなる。

またそもそも仮処分手続きにおける審理の対象は、「債権者Xの人格権に基づいた差止請求権」とその保全の必要性という2点である。P断層・Q断層に起因する地震や航空機衝突事故というのは、人格権により保護される生命・身体に危害が及ぶ具体的危険性、すなわち被保全権利の存在を基礎付ける又は推認させる事実でしかない。どのような自然事象等を根拠とするかに関わらず、申立ての趣旨は「〇〇発電所の運転を止めよ」という点では共通しているし、社会的な評価もなんら変わらない。

したがって、複数回の審尋を繰り返し、仮処分手続が本来的に予定している期間を超える長期間の審理がなされ、その結果として却下決定が下ったのであれば、債権者の手続的権利と債務者及び裁判所の負担を総合的に考慮して、再申立てを却下すべき場合はあると、筆者は考えている<sup>(37)(38)</sup>。その際には、債権者には仮処分のほかに、本案手続も利用可能であることは斟酌されねばならないだろう<sup>(39)</sup>。

<sup>(36)</sup> 江原=品川(2021)122頁は「保全手続は要急の事態に対処するものであり、証拠の収集に時間的制約や密行性確保のための制約があることから、重要な証拠が前の裁判の後になってようやく入手できることも往々にあることであり、このような場合にも再度の申立てができないとするのは疑問であるとして、疎明が強化・更新された場合には、拘束力に抵触せず、再度の申立てが許されるとする見解が有力である」としている。

<sup>(37)</sup> 多々良=瀧澤(2023)84頁〔多々良執筆〕は、非訟事件と裁判を受ける権利の関係を論じている。

<sup>(38)</sup> 原子力運転差止仮処分の再度の申立てに対して債務者側が、「再度申し立てられた本件申立ては、信義則に反し、又は訴権を濫用するものであって相当でない」などとして、訴訟判決的な却下を求めた事例がある(広島地決令和3年11月4日(令和2(ヨ)35号))。ただし被保全権利の存在の疎明がないとされたため、裁判所はこの点について判断をしていない。

<sup>(39)</sup> 筆者は、債権者が容易かつノーリスクで仮処分手続を利用可能な原子力訴訟の現状は、両当事者間の均衡を著しく欠くものと考えている(佐藤, 2023)。しかしその背景には、債権者(原告)にとって本案訴訟が利用しにくいといった事情がある可能性もあり、そうだとすれば本案訴訟を利用しやすくするよう

筆者には、債権者・債務者の上記利害をいかに調整すべきかにつき、まだ回答はない。しかし例えば、およそ原子力差止訴訟(仮処分)において債権者が主張してしかるべき争点につき相場観が今後形成され、それについて前申立ての段階で債権者が争点化して主張・疎明をすることが容易であったにもかかわらず、それをしなかったといった場合には、再申立てにおいてその点の主張を遮断するといった処理も考えられるのではなかろうか。

### 3.3 新たな事実が生じた場合

新たな事実が生じ、これをもって再申立てがなされた場合はどうであろうか。2.2.3では新事実、とりわけ保全の必要性に関する新たな事実をもってする仮処分の再申立ては認められるとの見解が多いことを確認した。

原子力発電所の差止仮処分の事案でこれに相当する新事実としては以下が考えられる。すなわち、不作為を命じる仮処分については、権利侵害行為の反復の危険性がない場合には保全の必要性を否定すべきとされている(戸根, 2015, 39頁)。そのため、原子力発電所の再稼働に向けたいわゆる新規制基準適合性審査が完了していない段階で運転差止めを求める仮処分が申し立てられた事例では、再稼働が差し迫っていないため、保全の必要性を欠くとして却下されている(例:大阪高決平成26年5月9日(平成25年(ラ)463号))<sup>(40)</sup>。この場合に、却下決定後に再稼働審査完了等により再稼働が現実的に見込まれるようになった段階で再度申し立てれば、これを保全の必要性に関する新事実として、再申立ては受理されよう。

ところで、原子力発電所の運転差止請求は人格権を根拠としており、通常、差止仮処分はこの人格権に基づく差止請求権を被保全権利として申し立てられている。ではこれが却下された後に、例えば環境権と呼ばれるものに基づく差止請求権を被保全権利として再申立てがなされた場合はどうか<sup>(41)</sup>。本案であればいわゆる訴訟物の問題となろうが、差止仮処分であれば——そもそもそのような差止請求権が承認されているかは別としても——実質的な訴訟の蒸し返しとして、却下して差し支えないであろう<sup>(42)</sup>。

---

な制度的手当も必要ではないかとも考えている。今後の課題としたい。

<sup>(40)</sup> 原子力発電所の運転差止仮処分を命じた一部の裁判例が、原子炉が稼働中である又は稼働が差し迫っていることのみをもって保全の必要性を肯定したことを批判し、保全の必要性として、原子力過酷事故の切迫性・蓋然性について本案以上に高度のものが必要であるとするものとして、拙稿(佐藤, 2023, 154-56頁)を参照。

<sup>(41)</sup> ただし、現在裁判所はいわゆる環境権と称するものに基づく差止請求権を承認していないので、これはあくまでも仮の問いである。

<sup>(42)</sup> 竹下=藤田(1996)176頁〔高野執筆〕は、前の却下裁判の経過に照らして実質的に蒸し返しにすぎない場合は、再度の申立てを信義則により却下できるとする。

### 3.4 前申立ての債権者とは別の債権者による新たな申立て

前節で見た既存の文献は、主に属人的な債権債務関係をめぐる保全紛争を念頭に置いている。しかし現実の原子力差止仮処分は、多くの債務者が各地の裁判所で個々別々に申し立てており、債務者はこれらすべてに対応することを余儀なくされている(1.1の表1)。これをどのように考えるべきであろうか。そこで以下のような設例で考える。

#### 設例 その(2)

〇〇原子力発電所の周辺住民X1は、同発電所にはP断層に起因する地震による過酷事故のおそれがあるとして、同発電所を所有するYを債務者として、運転差止めの仮処分を申し立てた。しかし、保全裁判所・抗告裁判所とも、過酷事故のおそれなし(=被保全権利の疎明なし)としてこれを却下した(=先行事件)。その後、

1. X1とは別人であるX2が、〇〇原子力発電所にはP断層に起因する地震による過酷事故のおそれがあるとして、運転差止めの仮処分を申し立てた。これに対してYは、これはX1による申立て(先行事件)ですでに審理されたことであると指摘している。
2. X1とは別人であるX2が、〇〇原子力発電所にはP断層に起因する地震による過酷事故のおそれがあるとして、運転差止めの仮処分を申し立てた。これに対してYは、X1とX2の両名はともに原子力発電に反対する地元住民団体X3のメンバーであり、実質的に同一主体だと主張している。

これら1ないし2の各申立て(それぞれ独立とする)に対してYが、「先行事件を理由に、信義則違反・訴権濫用として却下すべきである」と主張した場合、裁判所はどう判断すべきか。

上記設例その(2)の1.の場合について考えると、前申立て・再申立てともに仮処分の根拠となっている差止請求権がX1・X2という個々人の人格権に基づいている以上、これらは法的には別の事件である。したがって、裁判所としてはX2による申立てを、先行事件を根拠として訴訟判決的却下をすることはできないであろう。

また上記設例その(2)の2.の場合についても、単に前申立ての債権者X1と新たな申立ての債権者X2が同一団体X3に所属しているというだけでは、訴権が団体ではなく個々人に帰属する以上、具体的な審理に入る前に直ちに却下するわけにはいかない。したがって、本来であればX1による再申立てが却下される場合に、これを潜脱ないし回避する意図を持ってX1が別人X2を債権者として再申立てをしているといった特殊な事情があれば格別<sup>(43)</sup>、裁判所は再申立てを受理するであろう。

上記の設例その(2)は、仮処分・本案に共通する原子力訴訟の課題を反映している。すなわち債務者・被告である事業者が差止めの却下決定・棄却判決を得ても、別の個人があらためて債権者・原告として裁判所に訴え出れば、事業者はこれに応訴しなければならないという実情がある。事故後の不法行為に基づく損害賠償請求であればこのような事態はある意味当然といえるが、事前の差止めについてまでこのような状態が正常と言えるかは、現状の法制度ではやむを得ないものの筆者

<sup>(43)</sup> もちろん、そのような事情は債務者が疎明すべき事項である。



には疑問である。

根本的には、これは差止訴訟が人格権に基づく差止請求権に基づいている現在の法制度に起因する問題である。これを解決するためには、なんらかの制度的な、立法による手当を要しよう<sup>(44)</sup>。例えば、人格権に基づく差止請求という現在の構成を改め、一定の条件を満たした団体に訴権を付与する、環境団体訴訟制度の導入なども検討に値しよう(岸本, 2019)。これにより、事業者(被告・債務者)が訴訟で対峙すべき相手を一本化することができる。しかし原子力訴訟にこのような制度を導入すると、(1) 事業者の意を汲んだ者による馴れ合い訴訟を防止するための方策をどうするか、(2) 環境団体が当事者となった判決(とりわけ差止めを退けた判決)に対世的な効果を持たせ、訴訟に参加しなかった者にもその影響を及ぼすことをどのような根拠で正当化するか、(3) 原子力訴訟を適切に遂行できる能力を有する環境団体を各地に確保できるかどうか、といった問題も生じよう<sup>(45)</sup>。

#### 4 本稿の結論：「仮処分の再申立て」の再検討を

本稿は原子力発電所をめぐる運転差止仮処分の現状に鑑みて、仮処分の再申立てという論点について検討したが、暫定的な結論・メッセージは以下の通りである。

1. 原子力発電所の運転差止仮処分は、プロセスのみが本案化し、終局的解決をはかるものになっていない。そのため、同一発電所に対する申立てが繰り返され、債務者の応訴負担が無視できなくなっている。しかし仮処分の再申立てをめぐる既存の学術文献は、申立てが何度も繰り返されるような事態を想定していない。
2. 仮処分の再申立ては、(1) 被保全権利・保全の必要性・疎明が前回と同一の場合や、(2) 疎明を更新・追加・補強する場合であっても当該疎明資料が前回の申立て時にも提出可能であったときなど、前申立ての経緯などを踏まえた上で、それ自体として却下すべき場合もある。究極的には、債権者側の手続的権利と、訴訟経済や蒸し返し禁止の観点からの債務者側の不利益を比較衡量した上で再申立ての可否が判断されるべきものである。
3. 同一の原子力発電所に対して多数の債権者が個別に仮処分を申し立てられるため、債務者が応訴すべき相手が多数に上っている。訴訟経済的な観点から、なんらかの立法措置が検討されてしかるべきである。団体に差止請求権を付与する環境団体訴訟への移行などが考えられるが、その実現に向けたハードルも高い。

原子力発電をめぐる民事訴訟、とりわけ民事差止訴訟については、原子力発電所の安全性を確保

<sup>(44)</sup> 社会状況の変化を反映した民事保全制度改正の例として、債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令(民事保全法 25 条の 2)の導入がある(平成 15 年法律 134 号による。)。ただしこれは、社会問題となっていたいわゆる占有屋問題に対応するものであった。これに対して、本稿で取り上げた問題の当事者は原子力事業者に限られており、法改正・立法につながる世論が強まることは期待できないであろうし、また、債権者の権利を奪うものとの批判も当然予想されるところである。

<sup>(45)</sup> これら問題点や課題については、長島(2017 & 2022)の整理などを参考とした。

する上で固有の機能を果たしており、行政庁による安全審査を補完するものとして、これを積極的に評価する見解がある。しかし筆者は、原子力発電所の安全性は行政庁における審査やこれを統制・監視する行政訴訟を通じて確保されるべきものであって、民事訴訟、とりわけ「人格権に基づく差止請求権」という構造を有する現在の運転差止訴訟・仮処分にはおよそ馴染まないと考えている。拙稿(佐藤, 2023)及び本稿は、仮処分に絞ってその見解を述べたものである。

本稿では保全手続における訴訟物の捉え方など、考察が行き届いていない点多々ある。しかし、仮処分の再申立てという現象が原子力訴訟をめぐって生じていることに鑑みて、議論の喚起を期待し、ここにディスカッションペーパーとして公表するものである。

(さとう・よしくに)

## 参考文献

- 江原=品川(2021): 江原健志=品川英基(編)『民事保全の実務〔第4版〕(上)』(金融財政事情研究会, 2021)
- 兼子(1965): 兼子一「保全訴訟の性格——その実体法的基礎について——」吉川大二郎博士還暦記念『保全処分の体系 上巻』3頁(法律文化社, 1965)
- 川嶋(2022): 川嶋隆憲『民事訴訟における後訴遮断理論の再構成』(慶應義塾大学出版会, 2022)
- 菊井=村松=西山(1982): 菊井維大=村松俊夫=西山俊彦『三訂版 仮差押・仮処分』(青林書院新社, 1982)
- 岸本(2019): 岸本太樹「環境団体訴訟の法制化」法律時報2019年11月号51頁
- 吉川(1977): 吉川大二郎「保全訴訟における裁判の既判力」『増補 保全訴訟の基本問題』(第三版, 有斐閣, 1977)
- 佐藤(2023): 佐藤佳邦「原子力発電所の運転差止仮処分の検討: 「保全の必要性」要件を中心に」環境法研究17号145頁(2023)
- 鈴木ほか(1978): 鈴木忠一ほか(編)『注解強制執行法(4)』(第一法規, 1978)
- 瀬木(2020): 瀬木比呂志『民事保全法〔新訂第2版〕』(日本評論社, 2020)
- 高橋(1999): 高橋宏志「民事保全における裁判の後行手続における拘束力」丹野達=青山善充(編)『裁判実務体系4 民事保全法』(青林書院, 1999)
- 竹下=藤田(1996): 竹下守夫=藤田耕三(編)『注解 民事保全法(上)』(青林書院, 1996)
- 多々良=瀧澤(2023): 多々良周作=瀧澤孝太郎『判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用』(第一法規, 2023)
- 丹野(1999): 丹野達『民事保全手続の実務』(酒井書店, 1999)
- 戸根(2015): 戸根住夫『民事保全法要論 改題改訂版』(法律文化社, 2015)
- 長島(2017): 長島光一「環境紛争に対応する集団訴訟の法的規律: 濫訴の防止を中心に」帝京法学30巻183頁(2017)
- 長島(2022): 長島光一「環境訴訟における選定当事者制度の活用の課題」法律論叢(明治大

学)95 卷 2・3 合併号 99 頁 (2022)

- 中田 (1966): 中田淳一「保全訴訟の訴訟物と既判力」吉川大二郎博士還暦記念『保全処分の体系 下巻』449 頁 (法律文化社, 1966) [同『訴と判決の法理』171 頁 (有斐閣, 1972) 所収]
- 西山 (1985): 西山俊彦『新版 保全処分概論』(一粒社, 1985)
- 原井=河合 (2011): 原井龍一郎=河合伸一『実務民事保全法【三訂版】』(商事法務, 2011)
- 深見ほか (2002): 深見敏正ほか「民事保全命令の一括申立て, 同一請求債権に基づく再度の申立ての可否について」判例時報 1783 号 3 頁 (2002)
- 柳川 (1976): 柳川眞佐夫『保全訴訟 補訂版』(判例タイムズ社, 1976)
- 山崎 (1990): 山崎潮「8 民事訴訟法の準用」『民事保全法の運用と展望』ジュリスト臨時増刊 12 月 10 日号 174 頁 (1990)
- 山崎 (1992): 山崎潮『民事保全法の解説』(法曹会, 1992)
- 山本ほか (2014): 山本和彦ほか (編)『新基本法コンメンタール民事保全法』(日本評論社, 2014)